

ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険 保険金請求に関するご案内

突発的な出来事で、大事な旅行を急に中止しなければならなくなったとしたら…
例えば、次のような場合による旅行のキャンセルについて保険金のご請求をいただける可能性があります。



* 詳細は次ページ以降の各種説明ならびに本保険普通保険約款・重要事項説明書をご覧ください。

ご注意：本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。重要事項説明書・本保険普通保険約款の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。

保険金請求の流れ

ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険の保険金請求にあたり、お手続きの方法、およびお手続きに必要な資料をまとめております。内容ご確認の上、保険金請求をお願いいたします。

**旅行をキャンセルすべき
出来事の発生！**

Step 1

旅行会社等へキャンセル手続き

- お客様にて、ご自身の契約証でご加入内容をご確認いただき、次ページ以降に記載した説明などをご確認の上、保険事故に該当するかをご確認ください。
- 必要な関係機関への事故発生等の連絡も行ってください。
(盗難、交通事故発生時の警察への届出等)

Step 2

保険金請求の書類を準備

旅行会社等へ旅行サービスのキャンセル手続きを。

- 旅行代金の返金措置などの手続きを行ってください。
※旅行会社等に対する返金手続きを行わなかったことにより返金が受けられなかった金額が発生した場合、当該金額を差し引いて保険金をお支払させていただきますこととなりますのでご注意ください。

保険金のご請求に必要な書類(1、2とも)ご準備ください。

1. キャンセル形態別 必要書類

ご用意いただく書類については、P3 をご参照ください。

2. キャンセル原因別 必要書類

ご用意いただく書類については、P4 ~ 5 をご参照ください。

Step 3

保険金請求書類のご提出

保険金請求書類をご提出ください。

- 上記 Step 2 でご用意いただきました資料を当社保険金カスタマーセンターまでご送付ください。
- ご請求される旅行関連サービスが複数ある場合には、まとめて一度にご送付ください。
※医師、獣医の診断書が必要なケースにおきましては、保険金のお支払対象となる場合に限り、1万円(消費税込)までの実費をお支払いいたしますので診断書料領収書も添えてください。

**保険金のご請求に際しまして、当社への事前電話連絡は不要です。
必要書類のご送付をもってご請求手続きの開始となります。**

用紙・封筒のダウンロードはこちら→

保険金請求に必要な、保険金請求書および送付先については、右のリンクよりダウンロードが可能です。誠にお手数ですが、お客様ご自身で保険金請求書のダウンロード・印刷を行い、ご記入をお願いします。また、封筒表紙を A4 判の用紙に印刷し、お手持ちの定形封筒に貼り付けてください。関連資料を同封のうえ、当社までご送付くださいますようお願いいたします。

https://tripcxl.chubbtravelinsurance.com/aceStatic/Doc/JP/TRIPCXL/ClaimForm_TripCXL&OTA.pdf



ご請求相談窓口

保険金カスタマーセンター

0120-071-313 (日本国内専用)

ガイダンスに従って電話機の「1」(旅行関連サービス取消費用保険)を押してください。

営業時間：午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日、祝日、年末・年始を除く)

ご注意：本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。重要事項説明書・本保険普通保険約款の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。

キャンセル形態別 必要書類①

○印の書類をご用意ください。

		必要な書類	ツアー旅行	ツアー商品 以外の航空券 列車等	ツアー商品 以外の宿泊	ツアー商品 以外の レンタカー
共通		保険金請求書	○	○	○	○
		旅行行程表 (対象となる旅行者の方の氏名および日程・行先が確認できるもの全員分)	○	○		
キャンセル 形態	旅行開始前に旅行を中止した場合	キャンセル費用明細書 (旅行参加者ごと、利用サービスごとの旅行代金の内訳の記載のあるもの)	○	○	○	○
	最初の搭乗開始後に旅行を途中で取りやめた場合	旅行中止以後、未利用となった交通機関に関して、返金手続きを行っても返金されなかった金額が確認できる資料(その手続きを行った事実が確認できる資料)		○		
		旅行最初の出発地に戻るために搭乗した交通機関の切符など、旅行中止の事実が確認できる資料	○	○		
	ツアー商品以外での宿泊を途中で取りやめた場合 *1	宿泊料金明細等 (未宿泊日について返金されなかった金額ならびに宿泊者氏名が記載されたもの)			○	
ツアー商品以外でのレンタカー利用を途中で取りやめた場合 *2	レンタカー料金明細等 (未利用日について返金されなかった金額ならびにレンタカー利用者名が記載されたもの)				○	

*1 2泊3日以上での宿泊かつ、1泊以上宿泊しなかった場合に限りです。

*2 2日以上での利用期間かつ、1日以上未利用となった期間がある場合に限りです。

ご注意：本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。重要事項説明書・本保険普通保険約款の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。

キャンセル原因別 必要書類② - 1

本保険ご加入後に、下記に記載した事由が発生した場合には、保険金をご請求いただける可能性があります。下記の表ならびに「キャンセル形態別 必要書類①」(P3)をご確認のうえ、保険金のご請求をお願いいたします。なお、本内容は説明用に要約されたものです。詳細は**本保険普通保険約款・重要事項説明書**をご覧ください。

キャンセル原因	必要な書類
配偶者または3親等以内親族の 死亡・危篤	死亡の場合 ・旅行者と死亡された方とのご関係を示す戸籍全部事項説明書 ・死亡診断書(死体検案書)
	危篤の場合 ・旅行者と危篤となられた方とのご関係を示す戸籍全部事項説明書 ・危篤の判断日が確認できる診断書
医師からの 旅行中止の指示	・医師からの旅行中止指示日、中止指示の事実のわかる診断書
空港や駅に向かう際の 交通機関※の運休・欠航・1時間を超える遅延 ※時刻表に基づいて運行されている列車・バス等を指します。	・当該機関が発行する遅延等の証明書
空港や駅に向かう車両の 人身事故・物損事故・自力走行不能となる故障	事故の場合 ・都道府県自動車安全運転センター等、関係機関発行の交通事故証明書
	故障の場合 ・修理業者の見積書等の証明書
日本国外の地震・噴火・これらによる津波 日本国外の旅行目的地あるいは経由地での発生に限り保険金ご請求の対象となります。ただし、レンタカー補償条項ではご請求対象外となります。	・新聞・ウェブニュースなど報道等記事の写し
目的地・経由地における自然災害※¹による公的機関の避難指示・避難命令等※² 旅行者に発せられた災害対策基本法に基づく公的機関の避難指示・避難命令等※² ※ ¹ 台風・旋風・竜巻・暴風雨・洪水・高潮・豪雪・雪崩(なだれ)・土砂崩れ・落石・雹(ひょう)等をいい、地震・噴火・これらによる津波による自然災害は含みません。 ※ ² 自治体の発する避難勧告・避難指示・避難命令を指します。気象庁の気象警報のみの場合は該当しません。	・政府機関等公式発表の記録の写し
家庭内で飼育または管理している 犬猫の死亡・危篤、傷病の発生による入院や手術	・左記の事実が確認できる獣医発行の診断書 ・当該犬猫の飼育の事実を証明する次のいずれかの書類(公的機関の登録証明・予防接種の記録証明・ペット保険加入証・ペット販売店での販売証明・動物病院受診歴の確認できる領収書、マイクロチップ登録完了通知)
海外における日本政府による退避勧告等 日本国政府が発出する海外安全情報の次のいずれかに該当する危険情報カテゴリーを対象とします。 レベル2：不要不急の渡航は止めてください。 レベル3：渡航は止めてください(渡航中止勧告)。 レベル4：退避してください(退避勧告)。 レンタカー補償条項ではご請求対象外となります。	・日本外務省の海外安全ホームページ上の左記の発出の事実が確認できる部分の写し
配偶者・1親等以内の親族に対する ケガ・病気による看護・介護	・旅行者と看護・介護を受ける方とのご関係を示す戸籍全部事項証明書 ・医師または介護施設等の発行する介護・看護を要することの確認できる証明書

* 次ページに続きます

ご注意：本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。重要事項説明書・本保険普通保険約款の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。

キャンセル原因別 必要書類② - 2

本保険ご加入後に、下記に記載した事由が発生した場合には、保険金をご請求いただける可能性がございます。下記の表ならびに「キャンセル形態別 必要書類①」(P3)をご確認のうえ、保険金のご請求をお願いいたします。なお、本内容は説明用に要約されたものです。詳細は**本保険普通保険約款・重要事項説明書**をご覧ください。

キャンセル原因	必要な書類
旅行の目的地での 運輸・宿泊機関等の事故・火災、宿泊機関の緊急閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 新聞・ウェブニュースなど報道等記事の写しあるいは当該運輸・宿泊機関等の証明書等
パスポート※¹の盗難※² 海外旅行の場合のみ適用となります。 ※ ¹ レンタカー補償条項の場合は「自動車運転免許証」と読み替えます。 ※ ² 紛失・置き忘れ、これらによる盗難は請求対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> 警察署の盗難証明書 あるいは 盗難届出受理番号の情報(届出警察署名、届出日、受理番号)を弊社保険金請求書の2番の枠の状況説明記載欄に発生内容と併せてご記入ください。
日本国外での旅行者に対する 官公署の命令・外国の出入国規制・感染症での隔離 レンタカー補償条項においては適用対象外となります。	<ul style="list-style-type: none"> 現地関係機関の発行する上記の事実の確認できる書類
目的地・経由地における 戦争・テロ・核汚染事故(これらの随伴事故を含む) 日本国外の目的地・経由地または日本国内全域における、これらの発生を保険金請求の対象とします。 レンタカー補償条項においては、日本国外の目的地・経由地におけるこれらの発生は適用対象外となります。 風評被害による旅行中止は保険金のお支払対象とはなりません。	<ul style="list-style-type: none"> 新聞・ウェブニュースなど報道等記事の写しまたは政府機関等公式発表の記録の写し
訴訟・調停の証人・評価人・裁判員として 旅行期間内に裁判所へ出頭	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所発行の召喚状・呼出状の写しや出頭証明書等
居住用建物・収容家財の 100万円以上の被害(火災・風水害・外部の物体の飛来によるもの)	建物の場合 <ul style="list-style-type: none"> 公的機関の発行する罹災証明書、 被害の内容・程度を示す写真、 修理業者が発行する建物の修理見積書
	家財の場合 <ul style="list-style-type: none"> 家財の被害申告書(品名・購入日・購入当時の価格に関するご申告書。(家財の被害申告書の書式は、お客様にてご準備ください。))

ご注意：本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。重要事項説明書・本保険普通保険約款の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。